

2020年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）  
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

以下の【事案】を読み，【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 Xは、氏名不詳者と共謀の上、営利の目的で、平成30年（以下、特に断らない限り、全て平成30年の出来事とする）8月15日頃、覚せい剤を外国であるA国から本邦に輸入した、という覚せい剤取締法違反（第41条2項）の被疑事実（以下、「本件」という）により、9月20日に逮捕され、引き続き勾留され、さらに、他の複数の被疑事実により逮捕・勾留された後、11月19日、本件につき起訴された。

この間、Xは、捜査機関の取調べに対し、完全黙秘を貫き、本件に関する一切の供述を拒絶した。また、Xには、9月24日、弁護士Dが選任されていた。

- 2 他方、Yは、A国籍を有する外国人であり、8月下旬頃、本件に関与した被疑者の1人として浮かび上がった。本件の捜査を担当した検察官Pは、8月29日、9月28日、10月25日、11月8日、同月14日にYの取調べを行った。

Pによる取調べに際し、Yは、A国在住の「Z」と名乗る者に依頼されて荷物（以下、「本件荷物」という）を受け取り、これを本邦に運んだ後、本邦在住のXに渡してXから7万円の報酬を受け取ったが、本件荷物の中に覚せい剤が入っていた事実は全く認識していなかった等と供述した。これを受け、このようなYの供述を録取した供述調書計5通（以下、「本件各供述調書」という）が作成された。

- 3 Pは、11月19日、前記のとおりXを起訴する一方、Yについては、同人が本件荷物の中に覚せい剤が入っていた事実を認識していたことを立証するのは困難であると判断し、嫌疑不十分により不起訴処分とし、釈放した。

この時点において、Yの本邦における在留期限である9月20日を過ぎていたことから、Pは、入国管理局に連絡し、これを受け、Yは入国管理局に収容され、退去強制令書により、12月3日、A国に強制送還された。

- 4 この間、Pは、X及びDに対し、終始、本件に関する各種の証拠の中に本件各供述調書が存在することや、不起訴処分となったYが入国管理局に収容されており、退去強制手続が進められていること等を告げなかった。

他方、Pは、11月19日にXを起訴した際、本件の公判を担当する予定の検察官Qに対し、本件事案の概要及び証拠関係に加え、不起訴処分となったYが入国管理局に収容されており、退去強制手続が進められていること等を含む事務連絡を行った。

このような事務連絡を受けたQは、X及びDに対し、終始、本件に関する各種の証

2020年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）  
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

扱の中に本件各供述調書が存在することや、不起訴処分となったYが入国管理局に収容されており、退去強制手続が進められていること等を告げなかった。同月28日、裁判所、Q、Dの三者により、本件に関する打ち合わせ（起訴後・第1回公判期日前の打ち合わせ）が行われたが、その際も、Qは、これらの事情に言及しなかった。

12月6日、Qは、入国管理局に電話をかけてYの出入国状況を照会し、Yが同月3日に強制送還されたことを知った。

- 5 12月7日、Qは、裁判所に対し、本件各供述調書の証拠調べを請求した。これに対し、Dは、不同意を表明した。

**【設問】**

本件各供述調書の証拠調べ請求が認められるか否かにつき、論じなさい。